

4 担い手農業者の農地貸借の負担軽減へ

農地バンクの運用見直しで事務効率化を応援

農地貸借に係る担い手農業者と農地所有者の負担軽減等を図り、県内No.1の実績を誇る農地バンク事業の活用をさらに推進するため、関係機関5者（静岡県農業振興公社、JA遠州中央、静岡県、市農業委員会、市）が連携し、本市における農地バンクの新規受付の運用を見直します。

1 内容

これまで重点地区（地域集積団体による担い手への農地集積・集約を推進するための話合いを行っている地区）に限って農地バンク事業を推進してきましたが、認定農業者194人と認定新規就農者16人（以下「担い手」という。）は、重点地区以外でも農地バンクを活用して賃貸借契約が可能となります。
※農地バンク事業とは、農地の貸し借りを仲介する制度で、農業振興公社（農地中間管理機構）が農地を一度借り受け、担い手に転貸する事業です。

2 運用見直しの効果

- ・担い手（認定農業者等）210人の賃料支払い先が、重点地区以外でも農地バンクに一本化することで担い手の事務負担が軽減されます
 - ※担い手の農地バンク以外の耕作農地：面積935ha、所有者約3,300人
 - ※最大で248人への賃料支払が、農地バンクのみになる担い手がいます
- ・経営規模の拡大や集約化ができ、経営基盤が安定します

3 今後のスケジュール

時期	内容
R4.1～2	認定農業者等へ見直し内容の周知
R4.3	関係機関5者による協定締結
R4.3.1～R4.3.31	農地バンク申込期間（受付：JA各支店・市農林水産課）
R4.8 中旬	農業委員会総会で貸借契約を審議・決定
R4.9.1	農地バンクによる農地利用スタート